

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.7

2011年

11月28日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

## 第2回裁判報告 原告10名と、支援者60名 で傍聴席満席に。最低賃金ギリギリでフルタイム働き、生活保護を受給した原告の実態を陳述。 「逃げの一手」の被告=国を弁護団が徹底追及！



「みのもんたの朝ズバ！」取材班が、今回陳述した原告の渡邊さんの自宅を訪れ、11/24朝に放映

### 最低賃金法では有り得ない事実

11/28(月)第2回裁判が開かれました。審理は14時から30分間開かれ、まず原告の渡邊さんが陳述しました。

渡邊さんは、タクシードライバーで12年前から川崎のタクシー会社で運転手として働いてきました。昨年末には、月の手取り収入が10万円にまで減ってしまい、市営住宅の家賃1万4000円、光熱費1万円、医療費3万円、食費は自炊して節約しても5万円ぐらいはかかり、節約できる限度を超えて、もはや生活が成り立たなくなっていました。この結果、昨年末の3か月の給料が生活保護を下回っているということがわかり、今年1月に生活保護の決定が下りました。月平均174時間勤務していましたが、時給にすると平均850円程度、最低賃金ギリギリでした。「生活保護

水準を下回ってはならない」という最低賃金法に矛盾する事実が明らかにされました。

### 困窮する生活の実態を裁判長に訴え

まさか、自分が仕事もしているのに生活保護を受けることになるとは思ってもみませんでした。しかし、休みなく深夜早朝まで働いても収入が10万円しかなければ、どうやっても生活できません。出費を抑えるために、ここ数年、洋服は新品を買わずに古着屋で購入しています。持っていた車は、維持できず手放しました。固定電話も解約しました。散髪も、今は自分で切ったり、見習いの理容師に無料で切ってもらって節約しています。以前は、同僚と飲みに行くこともありましたが、今ではそんなことは一切できません。娯楽や趣味にまわせるお金は全くなく、毎日ただ生きているだけで、目の前が真っ暗になることがあります。

ここ数年、体調も悪くなり、経済的にも追い込まれ、一生懸命働いているのになんでこんな思いをするのだろうと思ひ原告になった思いを語り、裁判官には、この苦しい状況をどうか十分に理解していただき、最低賃金を引き上げる判決を出して欲しい。



「みのもんたの朝ズバ！」の取材風景

## 弁護団からは、被告=国の「門前払い」の主張に徹底反論

今回の裁判は、神奈川県労働局長という行政庁（国）に対し、裁判所が「最低賃金を時給千円以上とする決定をせよ」と命ずる判決を求めるものです。

国は、最低賃金の決定行為が、裁判所から義務付けられて是正を命じられる性格のものではないので、そもそも裁判になじまず「門前払い」してほしいとの主張がされました。（注参照）

これに対し、弁護団からは最低賃金の決定という行政行為が、最低賃金ギリギリで働く多くの労働者国民の具体的権利義務に直接影響を及ぼす行為であり、これが訴訟の対象となる行政行為（処分）にあたることは当然であることを、最高裁の判例等に触れて、反論しました。

さらに被告=国に対し、「被告=国への反論はしたので、すみやかに中身の議論に入るべき」と激しく追及しました。被告=国は「次回に再反論するが2ヶ月の時間が欲しい」と時間稼ぎに終始しました。間に入った裁判長は次回期日を1月23日にしたものの、被告=国の反論書面の提出期限を前倒して1月13日とすることを決める国=被告を押し切って確認しました。



11/28 第2回裁判前の宣伝行動で、原告・弁護団・支援者

注：裁判の中身に入らず裁判所から「門前払い」されるハードルが2つあります。「①裁判所に持ち込む内容がない②原告に訴える資格がない」ケースです。今回被告=国が持ち出してきたのが①でした。裁判とは個別具体的な紛争ごとを裁判所に持ち込んで解決をはかるもので、「最低賃金の決定とは多数の人に対する一般的なもの（条例や法律の制定と同じ）であり、そもそも裁判に持ち込めるものではない」というものです。これに対して原告側は、最低賃金の決定は法や条例の制定行為ではなく、法の下で行政庁が行う行為であること。また、この行為が神奈川県内の労使間の労働（賃金）契約という具体的権利義務に直接影響するものであることを指摘し、全面的に反論したものです。

## 憲法が保障する生存権・勤労権と生計費から、原告の訴えを主張

最低賃金法は、労働者の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条1項・生存権）を保障するために、「最低限度の生活」の基準とされている生活保護水準を下回らない最低賃金額を保障していることを指摘しました。このことは、人間らしい働き方によって生活を維持する権利を保障した憲法27条1項の勤労権の保障の観点からも要請されるものであることが強調されました。つまり、最低賃金額は、単に数値上生活保護基準を下回らなければとよいということではなく、実質的に「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに足る水準を満たすことが憲法上要請されているのであり、昨今、生活保護が高すぎるので、現行の最低賃金に合わせるためにむしろ生活保護を引き下げるべきであるとの議論が見られるが、憲法の趣旨に逆行するものであり、到底容認できないこともあわせて主張しました。

「健康で文化的な最低限度の生活」を具体的生計費で算出したものとして、首都圏4都県の労働組合及び研究者が2000人にも及ぶ対象に実施した大規模な生計費調査の結果を証拠資料として提出。税込23万円の収入＝時給1300～1500円程度の賃金が必要であるとの調査結果は、最低賃金を生活保護水準と正しく比較した場合のあるべき最低賃金額が1400円程度であることも整合していることが陳述されました。

以上から、原告らが主張する最低賃金時給1000円以上との要求は、生活保護基準との比較のみならず、「健康で文化的な最低限度の生活」のために必要な具体的な最低生計費や、憲法が保障する勤労権、生存権を保障する上でも必要不可欠であり、現行の最低賃金836円が、最低賃金法はもちろん、憲法にも違反するものであることが強く主張されました。

**次回は1月23日(月)10時から101号法廷です。(9:30横浜地裁集合)  
全ての単産・地域労組から、年内中に原告100名(あと34名)、  
サポーター1000名(あと300名)を達成しよう！**